

兵庫県被災者住宅再建共済制度（仮称） 創設に係る最終報告

平成 1 7 年 1 月

兵庫県被災者住宅再建支援制度調査会

目 次

I 制度の理念と基本的な考え方

1 制度の理念	1
2 制度の基本的な考え方	1

II 制度案の概要

1 目的	2
2 対象災害	2
3 対象被害	2
4 対象の建物	2
5 給付対象者	2
6 共済負担金と共済給付金	2
7 負担金積立金不足時の公的バックアップ	3
8 加入・納入手続き	3
9 共済期間	4
10 納付手続き	4
11 県・市町の役割分担	4
12 加入促進策	5

おわりに

「兵庫県被災者住宅再建支援制度調査会」の概要

未曾有の大災害となった阪神・淡路大震災で、私達は被災者の生活再建や被災地域の復興にとって、被災者個々の生活基盤である住宅の再建が最も重要な課題のひとつであることを強く認識した。

この認識をもととした兵庫県の取り組みをはじめ、多くの国民の願いを背景に昨年４月に国の「居住安定支援制度」が創設されたものの、その内容は被災者にとって到底十分と言えるものではない。

当調査会では、国制度の改善の必要性を指摘しつつも、公的な支援には自ずと限界があると認めた上で、大震災が残した最大の教訓である、助け合いの大切さを生かした共済制度の創設について、その実現可能性を検討してきた。近年の災害の多発、公的支援制度の限界を見るにつけ、共済制度の重要性はますます高まってきており、一日も早い創設を心から期待し、２年近くにわたり重ねてきた検討の結果を以下のとおりとりまとめ、報告する。

平成17年1月13日

兵庫県被災者住宅再建支援制度調査会

座長 室 崎 益 輝

I 制度の理念と基本的な考え方

1. 制度の理念

阪神・淡路大震災からの復興過程で、私達は、自助努力には限界があり、公的支援にも自ずと限界があることを改めて認識し、直面する様々な困難を、県民、被災者の助け合い・支え合いで乗り越えてきた。

この経験から、私達は、共に生きることの大切さを学び、このことを大震災の残した教訓として、次代に語り継がなければならない。

本調査会が提案する被災者住宅再建共済制度は、このような教訓を仕組みとして後世に伝える「共助」の仕組みである。

従って、経済の論理が働く損害保険制度とは異なり、災害に遭っても、住宅再建の経済的負担を分かち合う、助け合いの精神に基づく相互扶助の制度である。

2. 制度の基本的な考え方

共済制度は、

- (1) 被災による損失の補填ではなく、住宅の再建等を支援する仕組みであること
- (2) 損害保険への加入等自らの努力（自助）、公的な支援制度（公助）と適切に組み合わせる、助け合いの精神に基づく「共助」の仕組みを構築するものであること
- (3) 住宅所有者間の助け合いを基本として、リスクを共有する相互扶助の仕組みであること

を基本に、

- (ア) いかなる自然災害も対象とする制度であること
- (イ) 住宅所有者であれば誰もが加入できる低負担であること
- (ウ) 住宅の自力再建の呼び水となる給付水準であること

に配慮し、住宅所有者が、平時から住宅再建支援に必要な資金を寄せ合う仕組みとして構築する。

II 兵庫県被災者住宅再建共済制度（仮称）案の概要

1 目的

住宅所有者の相互扶助の精神に基づき、自然災害により被害を受けた住宅の再建・補修等を支援することにより、被災者の自力による生活基盤の回復を促し、もって、被災地域の早期再生、活性化を図ることを目的とする。

2 対象災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

3 対象被害

自然災害を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失とする。

4 対象の建物

全ての私有住宅（併用住宅、賃貸住宅、セカンドハウス等を含む）とする。

5 給付対象者

全半壊（焼）等の被害を受け、住宅を再建・購入又は補修する者とする。

6 共済負担金と共済給付金

(1) 共済負担金

- ・住宅一戸当たり月400円～500円（年4,800円～6,000円）程度の定額負担（事務費含む）とする。

(2) 共済給付金

- ・住宅一戸当たりの定額給付とする。

給付金	給付対象	給付金額
再 建 等 給 付 金	全壊・大規模半壊・半壊で再建・購入	600万円
補 修 給 付 金	全壊で補修	200万円
	大規模半壊で補修	100万円
	半壊で補修	50万円
居住確保給付金	全壊・大規模半壊・半壊で再建・購入・補修しない場合	10万円

- （注） 1 再建等給付金の給付対象は、被災した住宅に代えて、再建・購入するものに限る。
- 2 県外での再建・購入の場合は、上記の1／2の給付とする。

(3) 事務費への支援・事務費負担

① 負担区分

ア 初度経費

- ・制度創設に係る初度経費は、制度実施者による公費助成を検討する。
 - ・広報経費、システム設計費、諸帳票印刷費 等

イ 維持経費

- ・加入者の加入継続に係る直接経費は、原則、加入者の負担とする。
 - ・口座振替手数料、連絡通信費 等
- ・加入者の多少に関わらず必要となる制度維持のための経費は、制度実施者による公費助成を検討する。
 - ・広報経費、システム維持・管理費、諸帳票印刷費（追加分） 等

② 事務費負担の金額

①の区分により加入継続に係る直接経費を試算すると、月20円（年240円）程度になる。

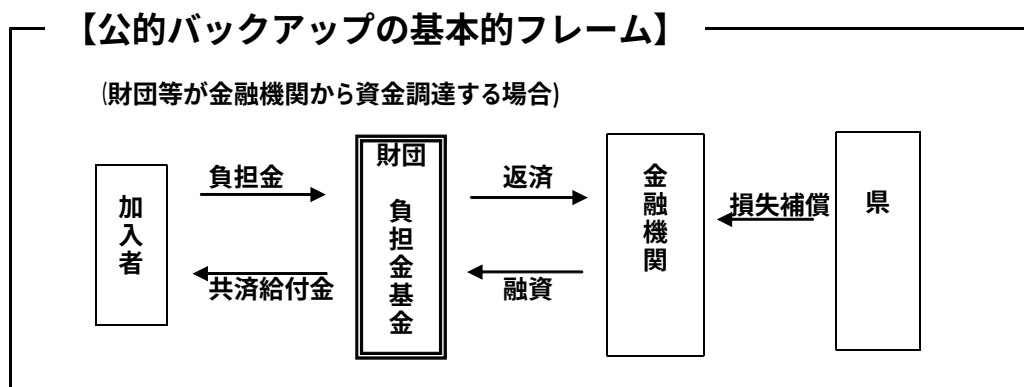
(4) 見直し

共済負担金と共済給付金は、今後、社会・経済情勢等の変化に応じて、一定期間ごとに見直す必要がある。

7 負担金積立金不足時の公的バックアップ

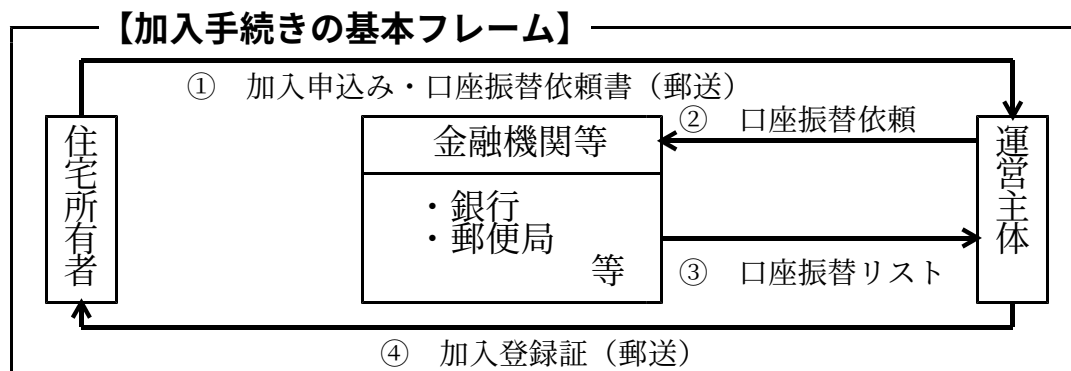
共済給付金が不足する場合には、金融機関等から所要資金の融資等を受けて給付し、後年の加入者の負担金により返済する。

その際の融資等については、県が金融機関への損失補償等により資金調達できる仕組みとする。



8 加入・納入手続き

加入者の利便性、事務費の軽減や継続加入の観点も考慮し、例えば、口座振替えを活用した簡便な手続きとする。



9 共済期間と負担金額

(1) 共済期間

- ① 4月1日からの1年間とする。(但し、随時加入も可能とする)
- ② 契約は、加入者から脱退の意思表示がない限り、毎年自動更新する。

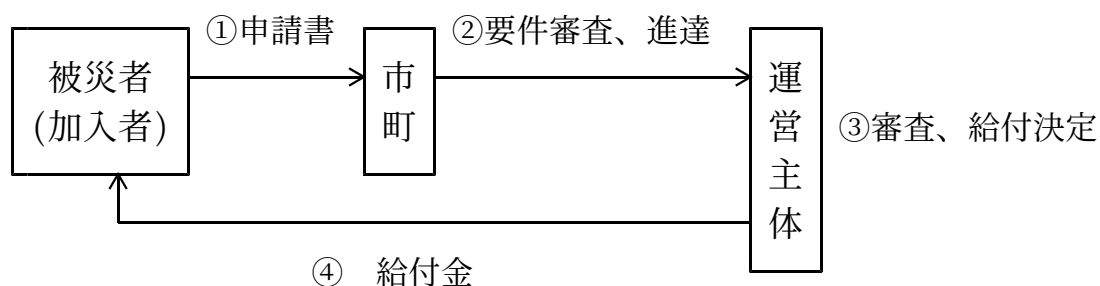
(2) 負担金額

- ① 負担金は、原則1年分を引き落とすものとする。
- ② 途中加入者の負担金額は、共済負担金月額に加入申し込みをした日の属する月から3月までの月数を乗じた金額とする。

10 給付手続き

(1) 申請窓口

給付金の申請は、被災住宅の所在する市町を窓口とする。



(2) 申請期間

給付金の申請期間は、自然災害が発生した日から起算して、5年以内とする。
ただし、やむを得ない事情がある場合は、延長することができることとする。

(3) 給付時期

給付の時期は、住宅を再建・購入、補修した後に一括給付する。
ただし、給付予定金額の1/2までの金額を一部払いすることができることとする。

11 県・市町の役割分担

(1) 平常時

- ・ 県・市町とも制度の周知及び加入勧奨を行う。
- ・ 県は、加入の受付及び積立金の管理等を行う。

(2) 発災時

- ・ 市町は、申請受付、要件審査を行い、運営主体に進達する。
- ・ 県は、給付手続き、不服審査機関の運営、給付金不足時の金融機関への損失補償等の公的バックアップを行う。

(3) 費用負担

- ・ 県及び市町は、原則として、前記の役割分担に応じたそれぞれの事務に要する経費を負担する。

12 加入促進策

(1) 周知・勧奨方法

県・市町等が連携して、効果的なPRに努めるものとする。

また、制度の普及について、金融機関、不動産取引業者等の協力も要請する。

(2) 県民運動の活用

防災意識の高揚と併せて、助け合いの仕組み（共済制度）への参加を、県民運動として呼びかけていく。

13 実施主体・運営主体及び運営方法

(1) 実施主体

県が条例を制定の上、実施主体となる。

(2) 運営主体

県は、制度の運営を、信頼性、継続性、安定性の観点から、財団法人（公益法人）に委託する。

なお、業務の一部については、専門的なノウハウを有する民間企業への委託を検討する。

(3) 運営方法

① 運営協議会の設置

構成：県民代表、市町代表、有識者、県代表 等

役割：制度の円滑かつ適切な運営を図るための協議機関として、実施主体及び運営主体への提言等を行う。

- (例)
- ・ 社会経済情勢の変化等に応じた共済負担金と共済給付金のあり方の検討
 - ・ 想定外の個別事案への対応の検討 等

② **不服審査委員会（不服審査機関）の設置**

構 成：弁護士、有識者 等

役 割：給付金の支給に係る不服申立の審査を行う。

（例） ・ 給付金の不支給や給付金額の決定等に対する不服申立
の審査 等

お わ り に

自然災害は元来、その頻度や規模が予測しがたく、また、そのもたらす被害が、時に異常、巨大になるという、住宅再建を支援する仕組みには、本質的に困難な課題を蔵していることを十分に認識しつつ、未曾有の大災害を経験した私達は、今後起こる災害の被災者が、私達と同じ困難を味わわないで欲しいという、切実な願いを背景に、この提言をまとめた。

兵庫県及び県内市町においては、当調査会の提言を真摯に受け止め、制度上の様々な課題を乗り越え、その実現を図られるよう強く要請する。

また、県民の皆様にも、本制度は、私達が阪神・淡路大震災で学んだ、ともに助け合い支え合うことの大切さを、新しい仕組みとして子や孫たちに伝えるものであることをご理解いただき、県・市町・県民が一体となって本制度が実現できるよう、ご理解とご協力をお願いする次第である。

さらに、阪神・淡路大震災の教訓を後世に伝えるこの制度がモデルとなって、全国的な共済制度が一日も早く創設されるよう、兵庫県をはじめ、関係者のご尽力を切に期待するものである。

「兵庫県被災者住宅再建支援制度調査会」の概要

1 調査会の構成

座長 室崎 益輝 消防研究所理事長
委員 石井布紀子 (有) コラボねっと代表
井野 盛夫 富士常葉大学教授
荻野 哲 (財) 全国労働者福祉・共済協会企画部長(H16.5.31まで)
石原 直登 // 福祉・共済振興協会調査部長 (H16.6.1～)
梶本日出夫 神戸市助役
加藤 恵正 兵庫県立大学教授
蒲池 孝一 公認会計士
小林 郁雄 阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク代表
中島 克元 神戸まちづくり協議会事務局長
廣井 脩 東京大学大学院教授
和久 克明 兵庫県参与

2 調査会の開催状況

第1回	H15. 5.13(火)	・調査の進め方 ・住宅再建支援制度について ・住宅再建支援制度検討に係る論点整理
第2回	7.24(木)	・住宅再建支援制度創設に係る最近の動向について ・各論点に対する考え方
第3回	9.17(水)	・住宅再建支援制度創設を巡る最近の動きについて ・住宅再建支援制度の実現についての論点整理
第4回	11. 6(木)	・住宅再建支援制度に関する確認・検討事項
第5回	12.25(木)	・国の公的支援制度を踏まえた住宅再建共済制度の 「共済給付金」について ・検討状況報告(案)について
報告	H16. 1.14(水)	・検討状況報告を発表
第6回	5.16(日)	・検討状況報告を踏まえた残された課題について
第7回	7.25(日)	・検討状況報告を踏まえた残された課題について
第8回	9.12(日)	・検討状況報告を踏まえた残された課題について ・県民意向調査結果について
第9回	10.31(日)	・兵庫県住宅再建共済制度(仮称)案の概要について ・共済制度に係る収支試算
第10回	12.26(日)	・最終報告(案)について